

今後の日程

93年

5月 8日 PM 7:30 ~
16日 AM10:00 ~

役員会 (事務所)
日曜作業所

8月 2日 PM 7:30 ~
5日 PM 7:30 ~
20日 AM10:00 ~

事務局会議 (中山宅)
役員会 (事務所)
日曜作業所

ご協力ありがとうございました。

(順不同・敬称略)

皆川 博子 小川 英之
三瓶 紀之 星野 和枝
マブリン 中曽根麗子
大塚 洋子 桜井 孝男
中山みはる 妙 唱 寺
岡川 俊子
栃木市精神薄弱者育成会

自立の会では、日曜作業所を
身を持ってやる。ゆゆの家
を身を持ってやる方を広く募集
しています。下記までご連絡
ください。 月・金 10:00~15:00
『ゆゆの家』0282-245986

上記時間外は、
0282-23-3236
中山まで。

ゆゆの家に
大きな看板が
つきました。
ぜひ見て下さいね!

8月20~22 予備で
夏休み療育くんを
計画中です。
今年は長野。どう対策!



今年はおおきくはばたく年!!! (昨年のクリスマス会にて)

はばたけ

自立の会 はじめでの作業実習
かずえさんを迎えて

谷田 美佐子

去る二月一日(日)六日まで、自立の会
としてはじめて山中和江さんを現場実
習に迎えました。作業内容、作業場の
環境、スタッフ等どれをとっても満足
のいくものではありませんでしたが、
迎える側の意欲だけは誰にも負けない
ものがありました。
実習前に二、三回会議をもち、時間割
りや分担、仕事の内容など熱心に話し
合いました。そして、手先の訓練
を兼ねてお手玉のじゆず入れをして
らおうという事になりました。その日
からお手玉づくりをはじめました。
張り切った二月一日はあいにくの
雨降りましたが、二日、三日と続つ

ちに実習というものが理解できてきた
らしく、お手玉づくり、のれんづくり
、新聞折りなど意欲的に作業に励んで
いました。
その間、校長先生をはじめ担任の先生
などが訪問してください、学校側の熱
意にも感謝することしきりでした。
また、期間中のべ二十名の会員の方々
がお手伝いに来てくれました。ありが
とうございました。



作業実習を終えて

山中 よしえ

かずえ自身何が出来たか、意欲だけ
は人一倍あつても一人で出来るものは
?・実習が始まってみて、みんなが
悩み考え抜いた様子が見え、かずえ一
人のためにと話しても分らず、不
安、不思議、何だろうなど、かずえ自
身理解出来るようになっていた様子。三日

No.28
栃木障害者の自立を促す会
発行責任者 中山 金史
〒325-0291 栃木市下町1-18-1
TEL:0282-33336
発行日 1993. 4. 20

私達は
障害者が地域の人々と共に
いざいざと生活していける
「つくりし」をすすめてい
ます。

目から顔が明るくなり、自分がやる仕事は責任を持って一生懸命、喜んで働いていたようです。

何日間かかずに済んでいる時間いっぱい親がつかずに指導してもらい、そんな時は「みんなと一人でも働いたぞ」と言っているような顔と満足そうな態度、やはり実習をやらせて良かったと思う反面、なかがまいたら、話した

連載

「村づくりに」

共同作業所全国連絡会
調査研究委員長
菅井 真



③ すべての障害者が地域で自立的に生きぬけるために

わたしたちがめざしているのは、どんなに重い障害を持っていても、その障害に応じて地域で自立的に生きられる地域（社会）づくりです。「その



そこでは、一人一人の「自立」の内容もさまざまに把握されるべきではない。もちろん、だれもが「アパートで一人暮らしができるようになること」という自論などは、わたしたちのめざす「自立」論とはあまりにも隔たりがあるもので、いずれにせよ、障害者の発達と自立生活を実現していくうえで、「施設」

（これから述べるように、それは「更正施設」などに象徴される狭い概念ではなく、むしろ「住宅」といったほうがよい「居住型施設」なども含みながら概念としての「施設」のことです）が、概然の意味において決定的な役割さえも果たすことになりません。

(1) 自立生活の展望

障害者の自立生活を保障していくうえで、多くの制度的保障が欠かせないことは言うまでもありません。障害基礎年金に代表される所得保障、住宅保障、ホームヘルパーに代表される介護保障、いつでも自由に外出、移動ができる交通の保障と街づくり、さらには医療（いつでも気軽にかけられる一般医療と障害に応じた専門医療の両面）、生涯学習、政治参加の保障など、こうした多くの内容が保障されたうえで、「自立生活が保障された」といえると思います。そして、現在はそのどれをとってもあまりにも貧困すぎることの問題があるわけですが、

むしろそれらすべてが、親・家族の負担のうえに成り立っているといえます。ですから、親の高齢化にもなるとして現実化してきているという観点から

考えるため、「施設」「居住型施設」「生活施設」についてふれます。今日住宅問題はすべての国民にとって死活的な社会問題になっているわけですが、それに深くふれることはあえてしません。しかし、障害者の生活保障にともなう、前提としてこの問題も深く存在していることを確認しておきたいと思



法人施設の進行状況

中山 全英



前報で報告した法人施設進行状況は、バブル崩壊に伴う税収不足で、本年要求の設計費予算の一千万円は計上されず、建築が平成八年度に先送りとなりました。ただし、平成八年度に建設を確約したわけでもないのに、授産施設の建築については再度、資金調達を含め多方面からの検討が必要となろう。ただし、保健福祉センター・市内に土地は確保してあるのだから、市としても建設することを放棄したわけではないと思います。

平成六年、七年、八年と建設時期が遅れることは、親・障害児者に混乱が出るだけでなく、建設困難な状況がこうした建設の遅れは、法人設立委員会に限られた委員によって作られ、事務局・専門部会体制によって組織活動がされ、積極的に市民に呼び掛けをしなかつたのも原因と思われる。

これから会議には、オプザーバーの参加（法律家・設計家）を願ひ、前向きで積極的な討議がどうしても必要と思われる。

前号につづき、作文を紹介しします。今回は、浴和ちゃん（栃三小三年）栃木市社協主催の「福祉作文コンクール」にて、最優秀賞に選ばれた作品です。

お姉ちゃんがんばって

中山 浴和



私のお姉ちゃんは、十二才で中学一年生です。生まれた時、お医者さまに「三才までしか生きられないよ」と言われたそうです。お姉ちゃん、生まれた時から心でんごにあながいていて、ダウン症という障害をもっていました。だから赤ちゃんの時はお母さんが泣いてくれました。お姉さんが話してくれました。それから、四才になってもふつうの人と同じように歩けず、お父さんやお母さんがとても大変だったよ。

ところで、これまでの障害者の福祉施設といえは正に、この「生活施設」を意味していたと思います。「入所施設」「収容施設」(今日それは、「入所施設」と行政的にはいわれるようになっていっています)と呼ばれるものでした。今日国際障害者年を経て、ノーマライゼーションという言葉に象徴されるような、「入所施設」の小規模化や施設内における個室の保障が論じられるようになってきました。これらは、欧米各国では二十年前近くも前に実現していることです。日本の社会福祉の後進性

(2) 労働保障の展望



ここまで混乱をさけるため、「自立」を構成するもつとも大きな課題の一つである労働論をあえて触れずにきました。労働保障は障害者の自立にとって不可欠の課題です。

ところでこの連載文では、「施設」問題からことを考えようという今日、逆に「問題」を一つとして、

「授産施設を利用してはいる障害者にとつて永住・実質的な(長期)就労の場になつてはいる現状に対する総務庁の批判的見解(一)身体障害者の福祉」雇用に関する調査結果に基づく改訂意見」(一九九〇年五月)が、厚生省や労働省に対しなされたことをひとりの引金として議論されることになりました。もちろん、もう一方で、共作連(共同作業所全国連絡会)の運動に象徴される、「無認可」障害者小規模作業所の現実がこうした時の動向を作り出しているという現実も重要である。

ところでここで、「無認可」「小規模」と頭につく作業所と「授産施設」とは、どこが違うのかと、あの議論を混乱させないためにもしっかりおさえておいて下さい。「無認可」とは、社会福祉事業法や身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法、精神保健法など、国の法律のつとつていな「施設(作業所)」のことをさしています。「小規模」とは、社会福祉事業法という「対象者が二十人以上」でないために、法律に基づいた社会福祉施設として認知されたいことを意図する「無認可」の施設であることを意

を示すものとして内外から批判され、その結果、「福祉ホーム」や「グルーポホーム」が「自立支援事業」などの施設・メニューが「まじり合い」も確立してきているのが今日の特徴となっています。

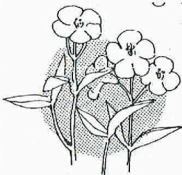
さらに、二四時間医療的ケアを必要とするような重度障害者に対しては、「通所型重症心身障害者施設」といった形態すら模索される時代に入ってきているのです。

ほとんど「はばたけ」の読者であろうとの前提で述べていきますので、その点はご了承ください。今、授産施設の制度改革が大きく進められようとしています。それは、今日の授産施設が、法的には一般雇用されることが困難なものであるに、必要なる訓練を行い、かつ、職業を与え、自活させることを目的としているにもかかわらず、現実的には

味しています。なお、栃木県における「福祉作業所」という概念は、あくまで県知事が認知した(県単独の制度で基づいた)作業所というところで、国のレベルでは「無認可」に変わりありません。

いずれにせよ現在、法に基づく「授産施設」について大きな見直しが必要であろうとしているのです。この見直し動向を積極的・主導的に切り開けるかどうか、今後の重度障害者に対する労働権保障の在り方や、「無認可」障害者小規模作業所の国レベルの制度化にとって重要な意味をもつことは間違いないと思います。

(つづ)



(予告) 現行の制度の現状を紹介しつつ、制度・制作としての展望を語る

(前ページからつづきます)

今でも遠くお母さんがいない時などに「お母さんと私は、あちこちをさがします。そんな時、お姉ちゃんがおわかなかなとか、交通じこあたりしてないかと、とても心配です。お姉ちゃん、一人でさびしかったら、どこかに行つた方がいいんじゃないかと思ひます。中学生なんだから、いらないことかやらないけれど、一人ではどうもできないので、お姉ちゃんとはまわいそうです。

時々、近所の子とかが、「ばかじゃない」とか、「病気がうつっちゃう」と言います。私は、お姉ちゃんもばかにされて、くやくしてたまりました。何もわるいことをしてないのにみんなからきざられて、お姉ちゃんほどてもかわいそうです。生れつき障害があつて大変なのは、みんなからわるい口を言われるのは、とてもさびしいだろうと思います。

お姉ちゃん、テレビをみながらアニメの歌を歌うのがとても上手です。私が勉強している時でも消しゴムをかきたくれたりして、とてもやさしいです。私はお姉ちゃんが大好きです。

この前「私たちのトピアス」という本を読みました。アメリカのお話でトピアスもお姉ちゃんと同じようにダウン症です。でもみんなはトピアスをばかにしたりしないで、何でもかまひつしようにやります。トピアスもつしようけんめいみんなと同じようにやろうとお母さんとつたいます。私はお父さんやお母さんとつたいます。「ゆうの家」という作業所に時々つれていってもらいます。お姉ちゃんはお友達がたくさんいるので遊んだり、お父さんやお母さんといっしょに仕事をしたりして、とても楽しそうです。私もお姉ちゃんたちにもまじつてお手伝いしたりします。おかしを作つたりしてとても楽しいです。そのほかにもいろいろな集まりにでかけていきます。お姉ちゃんも手伝つてくれます。私もできることがあつたらんどんお手伝いします。そしてよくみんなで遊んだ時は、とても気持ちになります。お姉ちゃんのような人のほかに手や足や目や耳がふつゆうな人がいっぱいいます。私は、ふつゆうの人と同じように、だれともなかよくしたいと思っています。

